交付期間は、手続き開始の公示日から令和６年５月24日までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、９時00分から18時00分まで（ただし、最終日は参加表明書提出期限の16時00分まで。）。

ただし、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記(b)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

(a)　交付期間　手続開始の公示日から令和６年５月24日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで（ただし、参加表明書提出最終日は16時00分まで。）。

(b)　申込先及び交付場所　〒540―8586 大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　ＴＥＬ06―6942―1141　Mail　kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

(c)　交付申込期限　令和６年５月24日12時00分まで。

(3)　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法　令和６月５月24日16時00分までに技術資料等アップロードシステムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記５(1)の担当部局に提出すること。

(4)　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法　令和６年７月18日16時00分までに技術資料等アップロードシステムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記５(1)の担当部局に提出すること。

6　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　本業務における契約保証金は納付する（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（彦根法務総合庁舎新築設計その２業務（設計意図伝達業務））

(5)　関連情報を入手するための照会窓口　上記５(1)に同じ。

(6)　上記２(1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は上記２(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記５(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7)　詳細は説明書による。

7　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 42

(2)　Subject matter of the contract : Hikone Legal General Government Building

(3)　Time-limit to express interests : 4 : 00 p.m. 24 May 2024

(4)　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 p.m. 18 July 2024

(5)　Contact point for documentation : FUJINO Asako the second subsection chief Contract Division, relating to the proposal : Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―1―41, Otemae Chuou-ward, Osaka-city, 540―8586, Japan Tel 06―6942―1141 Mail kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

彦根法務総合庁舎新築設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年５月14日

近畿地方整備局長　見坂　茂範

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　業務内容

(1)　業務名　彦根法務総合庁舎新築設計業務

(2)　業務内容　本業務は彦根法務総合庁舎の新築等の設計（基本設計、実施設計及び数量積算業務）を行うものである。

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から令和７年12月15日まで

2　申請の時期

令和６年５月14日から令和６年５月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、令和６年５月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和６年５月14日から近畿地方整備局総務部契約課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、令和６年５月14日から令和６年５月24日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に彦根法務総合庁舎新築設計業務設計共同体協定書（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

（電子メール送信先）　kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp

（電子メールの件名）　設計共同体申請書（彦根法務総合庁舎新築設計業務）

（電子メール送信後の連絡先）　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年３月29日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

(1)　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

４）令和６年３月29日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2)　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、彦根法務総合庁舎新築設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、彦根法務総合庁舎新築設計業務設計共同体協定書において明らかであること。